

国税徴収法施行規則の一部を改正する省令新旧対照表

改 正 後

(身分証明書の交付等)

第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款(財産の調査)の規定により質問、検査、提示若しくは提出の要求若しくは搜索をし、又は法第四百四十六条の二(事業者等への協力要請)の職務を執行する徴収職員に、法第四百四十七条第一項(身分証明書の提示等)の身分証明書を交付しなければならない。

2・3 省 略

4 前二項に規定する職員は、国税を収納する場合又は国税の徴収に関する処分若しくは滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する場合において、その納付する者の請求があつたときは、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章を提示しなければならない。

(書式)

第三条 法又はこの省令の規定により作成する書面のうち、次の表の上欄に掲げるものの様式及び作成の方法は、それぞれ同表の下欄に掲げる書式に定めるところによる。

法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責任)の書面	省 略
法第三十二条第二項の納付催告書	省 略
法第五十四条(差押調書)の差押調書	省 略
法第六十二条第一項(差押えの手続及び効力発生時期)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続及び効力発生時期)の債権差押通知書(第三債務者に対するものに限る)	省 略

改 正 前

(身分証明書の交付等)

第二条 国税局長、税務署長又は税関長は、法第五章第六節第二款(財産の調査)の規定により質問、検査又は搜索をする徴収職員に、法第四百四十七条第一項(身分証明書の呈示等)の身分証明書を交付しなければならない。

2・3 同 上

4 前二項に規定する職員は、国税を収納する場合又は国税の徴収に関する処分若しくは滞納処分に係る歳入歳出外現金を収納する場合において、その納付する者の請求があつたときは、国税収納官吏章又は歳入歳出外現金出納官吏章を呈示しなければならない。

(書式)

第三条 同 上

法第三十二条第一項(第二次納税義務の通則)の納付通知書及び法第二十四条第二項前段(譲渡担保権者の物的納税責任の告知)の書面	同 上
同上	同 上
同上	同 上
法第六十二条第一項(債権の差押えの手続)及び法第六十二条の二第一項(電子記録債権の差押えの手続)の債権差押通知書(第三債務者に対するもの)	同 上

法第六十二条の二第一項の債権差押通知書（電子債権記録機関に対するものに限る。）	省略	
法第六十八条第一項（不動産の差押えの手續及び効力発生時期）（法第七十条第一項（船舶又は航空機の差押え）又は法第七十一条第一項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押え）において準用する場合を含む。）及び法第七十二条第一項（特許権等の差押えの手續及び効力発生時期）の差押書	省略	
法第七十三条第一項（電話加入権等の差押えの手續及び効力発生時期）の差押通知書	省略	
法第七十三条の二第一項（振替社債等の差押えの手續及び効力発生時期）の差押通知書（発行者に対するものに限る。）	省略	
法第七十三条の二第一項の差押通知書（振替機関等に対するものに限る。）	省略	
法第八十二条第一項（交付要求の手續）の交付要求書	省略	
法第八十六条第一項（参加差押えの手續）の参加差押書	省略	
法第一百八条（売却決定通知書の交付）の売却決定通知書	省略	
法第三百三十一条（配当計算書）の配当計算書	省略	

法第六十二条の二第一項の債権差押通知書（電子債権記録機関に対するもの）	同上	
法第六十八条第一項（不動産の差押えの手續）（法第七十条第一項（船舶又は航空機の差押えの手續）についての準用規定）又は法第七十一条第一項（自動車、建設機械又は小型船舶の差押えの手續）についての準用規定）において準用する場合を含む。）及び法第七十二条第一項（特許権等の差押えの手續）の差押書	同上	
法第七十三条第一項（電話加入権等の差押えの手續）の差押通知書	同上	
法第七十三条の二第一項（振替社債等の差押えの手續）の差押通知書（発行者に対するもの）	同上	
法第七十三条の二第一項の差押通知書（振替機関等に対するもの）	同上	
同上	同上	
同上	同上	
同上	同上	
同上	同上	

法第百四十六條第一項（搜索調書の作成）の搜索調書	省略
法第百四十七條第一項（身分証明書の提示等）の身分証明書並びに前條第二項の国税収納官吏章及び同條第三項の歳入歳出外現金出納官吏章	省略

2 法第六十七條第四項（差し押さえた債権の取立て）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十五條第二項（納付委託）の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。

3 省略

附則

この省令は、令和六年一月一日から施行する。

同上	同上
法第百四十七條第一項（身分証明書の呈示）の身分証明書並びに前條第二項（身分証明書の交付等）の国税収納官吏章及び同條第三項の歳入歳出外現金出納官吏章	同上

2 法第六十七條第四項（差し押さえた債権の取立て）において準用する国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第五十五條第二項（納付受託証書の交付）の納付受託証書の様式及び作成の方法は、国税通則法施行規則（昭和三十七年大蔵省令第二十八号）別紙第六号書式に所要の調整を加えたものによる。

3 同上